訪問介護(予防訪問介護)　重要事項説明書

訪問介護(介護予防訪問介護)の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1・事業者の概要

事 業 者 名 称	株式会社　タナテックス
代 表 者 氏 名	代表取締役　棚田 雅也
事業者の所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒455-0857 愛知県名古屋市港区秋葉二丁目 115 番地 電話：052-888-8885　FAX:052-888-9888
法 人 設 立 年 月 日	2001 年 5 月

2・事業所の概要

事業所名称	ホワイトケアスマイル　ヘルパーステーション	
指定年月日 事業所番号	令和 7 年 8 月 1 日	訪問介護　　2371103116
		予防専門型訪問サービス　23A1100834
		生活支援型訪問サービス　23A1100834
事業所所在地	〒455-0857 愛知県名古屋市港区秋葉二丁目 115 番地	
連絡先	電話：052-888-3330　FAX：052-888-3339	
事業所の通常の事業の実施地域	名古屋市全域	

3・運営の方針

・訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4・提供するサービスの内容

(1)身体介護
①　食事介助 配膳、下膳含めての食事介助、見守り・お声かけを行います。

② 入浴介助(清拭や部分浴)
入浴の準備、浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身洗髪、清拭、部分浴を行います。
③ 排泄介助
トイレの移動、ポータブルトイレ等、オムツ交換、介助または見守り、誘導を行います。
④ 更衣介助
衣類の着脱の介助を行います・
⑤ 整容介助
整髪、洗面、歯磨き等の介助を行います。
⑥ 起床就寝介助・移動移乗介助・体位交換
ベッドへの誘導、起き上がりの介助、歩行支援、車いすへ移乗介助を行います。
褥瘡、褥瘡予防等に要する安楽な体位への介助を行います。
⑦ 服薬介助
配薬された薬等の確認、服薬等のお手伝い確認を行います。
⑧ 通院介助
一部実費サービスになります。
⑨ 自立支援を促すその他の身体介護(自立生活支援のための見守り的援助)
・利用者の一緒に手助けをしながら行う調理(安全確認のお声かけ、疲労の確認を含む)を行います。
・入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のためのお声かけ、気分の確認などを含む)を行います。
・ベッドの出入り時など自立を促すためのお声かけ(お声かけや見守り中心で必要なときだけ介助)を行います。
・排泄の際の移動時、転倒のないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る)
・外出先のお店で品を選べるように援助する、洗濯物を一緒にたたんだりと自立支援を促す援助等

(2)生活援助

① 買い物、薬の受け取り
日用品や食料品など日常生活に必要な物品の買い物を行います。
利用者宅から買い物に出かけ、薬を受け取りに行きます。
② 調理
下ごしらえ、調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。
③ 掃除・ゴミ出し・整理整頓
日常的に使用している部屋、トイレ、洗面所、風呂場、台所等の整理整頓を行います。
④ 洗濯、修繕
衣類の洗濯、乾燥取り込み、たたみ、収納等を行います。
⑤ 寝具の管理
布団干し、シーツ交換を行います。

5・営業日時

（1）営業日・営業時間

営　　業　　日	月曜日～金曜日(土日、国民の祝日、8/12～8/15 及び 12/29～1/4 を除く)
営　業　時　間	9 時～18 時 ＊営業時間外の連絡はオンコール用の携帯に転送されます

（2）サービス提供可能な日時

サービス提供日	日曜日～月曜日(土日、国民の祝日、お盆、年末年始含む)
サービス提供時間	8 時～18 時

6・事業所の従業者の体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1 名	常勤 1 名
事業所の管理を一元的に行います。 従業者の法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。		
サービス提供責任者 (介護福祉士)	2 名以上	常勤 2 名以上 勤務時間帯(9:00～18:00)
訪問介護計画(介護予防訪問介護計画)の作成及びサービスを提供する訪問介護員への指示 担当ケアマネジャーが作成した居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に沿って、訪問介護計画(介護予防訪問介護計画)を作成し、ご利用者及びご家族に同意を得て交付します。 ご利用者のサービス状況の把握(モニタリング)及び再評価と内容変更の実施。 居宅介護支援事業所および他事業所との連携と情報の共有。 訪問介護員に対して技術指導の実施と業務管理。 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施。		
訪問介護員	6 名以上	常勤 2 名　非常勤 4 名 勤務時間帯(シフトによる)
訪問介護計画(介護予防訪問介護計画)に基づき、日常生活に営むのに必要な訪問介護(介護予防訪問介護)サービスの提供。 サービス実施状況をサービス提供責任者に報告。		
事務職員	1 名	
介護給付費の請求事務		

＊訪問介護員およびサービス提供者に関して担当者は基本的に指名はできませんのでご了承ください

7・利用料等

(1) 利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」「加算・減算」については別紙にて説明いたします。

お支払いいただく「利用者負担金」は原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(2)その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護(介護予防訪問介護)を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を超えた地点から、5ｋｍ未満 500 円、5km 以上 1,000 円の交通費をいただきます。

(3)キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日 18 時までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日 18 時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし利用者の不調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日 18 時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の前営業日 18 時までにご連絡がなかった場合	利用者負担金の 50%の額

(4)支払方法

毎月、15 日までに前月分の利用請求書を郵送にて送付いたします。ご利用者様の指定の金融口座から毎月 27 日に自動振替をいたします。なお振替費用は当法人が負担します。自動振替ができなかった場合は、下記口座に振り込みでお支払い下さい。

振り込み先金融機関	楽天銀行　第四営業支店
振込先口座番号	7629879
振込先口座名	(株)タナテックス

8・サービス利用にあたっての留意事項

・サービスの利用中に気分が悪くなった時は、すぐに申し出てください。

・サービス提供に当たって、訪問介護員等は次のことをお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

① 医療行為及び医療補助行為

② 利用者の家族に対するサービス提供

③ 利用者及びその家族からの金銭又は物品の伝授

④ 介護保険給付費としてふさわしくないサービスの提供

＊草むしり、ペットの世話、大掃除、家具・電化製品の移動など

9・緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10・事故発生時の対応

利用者に対する訪問介護(介護予防訪問介護)のサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護(介護予防訪問介護)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	商工団体ビジネス総合保険
補償の概要	第三者賠償責任補償等　賠償責任に備えた補償

11・苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

【事業者の窓口】 ホワイトケアスマイル ヘルパーステーション	所 在 地 愛知県名古屋市港区秋葉二丁目 115 電話番号　052-888-3330 FAX 番号　052-888-3339 受付時間　午前 9 時～午後 6 時

【市町村（保険者）の窓口】 名古屋市健康福祉局福祉部介護保険課東桜分室	所 在 地　愛知県名古屋市東区東桜一丁目 14 番 11 号 電話番号　052-959-3087 FAX 番号 052-959-4155 受付時間　8:45～17:15(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 愛知県国民健康保険団体連合会介護保険室	所 在 地　愛知県名古屋市東区泉 1-6-5 電話番号　052-971-4165 FAX 番号　052-962-8870 受付時間　9:00～17:00（土日祝は休み）

12・サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスを終了を希望する日の 3 日前までに申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が 3 日以内でもこの契約を解除することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1 か月前までに通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

・利用者が介護保険施設へ入所した場合
・利用者の要介護区分が自立となった場合
・利用者が死亡した場合

(4) その他

① 次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
・事業者が、守秘義務に反した場合
・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
・事業者が倒産した場合

② その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解除することができます。

③ 次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

・利用者の利用料等の支払いが、2 か月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも関わらず、別途定めた期限内に支払われなかった場合

・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約おを継続し難いほどの背信行為を行った場合

13・身体拘束の禁止

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることに留意して必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
(2) 非代替性…身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
(3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14・虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	訪問介護管理者：井上 智史

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15・ハラスメントについて

(1)事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2)お客様及びそのご家族等が事業者の職員に対して以下のハラスメント行為を行った場合には、契約解除・損害賠償請求も含めて厳正に対応いたします。

暴行	殴る、蹴る、つねるなど
暴言	「死ね」「役立たず」など、職員の尊厳を傷つけるような言葉を言うなど
威嚇	近距離で職員に対して怒鳴る、反社会的勢力の構成員だった過去を示したり、殺傷能力のある物を示して職員に恐怖心を与える行為、職員の求めに反してペットを柵に入れないなど
セクハラ	必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、性的な動画・音声を流すなど
過度な要求	職員の契約内容以外の労力や介護保険制度から逸脱する内容の要求など
プライバシー侵害	職員の許可なくその撮影をしてSNS上に投稿する、執拗に個人情報を尋ねるなど

16・記録の整備

指定訪問介護(介護予防訪問介護)事業所は、利用者に対する訪問介護(介護予防訪問介護)サービスの提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

また利用者は事業者に対してサービス提供の記録の閲覧及び複写物の交付の請求することができます。

17・感染予防の予防及び、まん延防止のための措置

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるように努めます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。従業者に対し感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施します。

18・業務継続計画の策定等について

① 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する訪問介護(介護予防)支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

② 従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（別紙１）

利用料金

利用料金と利用者負担について下記のとおり説明いたします。

(1)訪問介護(要介護者対象)の場合

身体介護の場合					
サービス提供時間	単位数	利用金額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分未満	163	1,801 円	180 円	360 円	540 円
20 分以上 30 分未満	244	2,696 円	270 円	539 円	809 円
30 分以上 1 時間未満	387	4,276 円	428 円	855 円	1,283 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	567	6,265 円	627 円	1,253 円	1,880 円
1 時間 30 分以上 30 分増すごとに	82	906 円	91 円	181 円	272 円

生活援助の場合					
サービス提供時間	単位数	利用金額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分以上 45 分未満	179	1,978 円	198 円	396 円	593 円
45 分以上 60 分未満	220	2,431 円	243 円	486 円	729 円

(２)予防訪問介護(要支援 1.2、事業対象者)の場合

サービス内容	頻度	単位数	利用金額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
予防専門型訪問サービス(Ⅰ)	週 1 回程度の利用が必要な場合	1,176	12,995 円	1,300 円	2,599 円	3,899 円
予防専門型訪問サービス(Ⅱ)	週 2 回程度の利用が必要な場合	2,349	25,956 円	2,596 円	5,191 円	7,787 円
予防専門型サービス(Ⅲ)	週に 2 回を超える利用が必要な場合	3,727	41,183 円	4,118 円	8,237 円	12,355 円
生活支援型サービス(Ⅰ)	週 1 回程度の利用が必要な場合	1,064	11,757 円	1,176 円	2,351 円	3,527 円
生活支援型サービス(Ⅱ)	週 2 回程度の利用が必要な場合	2,128	23,514 円	2,351 円	4,703 円	7,054 円

生活支援型サービス（Ⅲ）	週３程度の利用が必要な場合	3,192	35,272 円	3.527 円	7,054 円	10,582 円

＊名古屋市の地域単価は 11.05 円となり利用金額はそれに乗じた金額となります。

＊サービス提供時時間の単位数は午前 8 時～午後 6 時までの時間を明記しています。

＊介護保険の支給限度額を超えてのご利用の場合は、サービス料金の全額が利用者のご負担となります。

【加算について】

初回加算	200 単位/月
（初回訪問介護実施月内にサービス提供責任者が訪問介護又は同行訪問を行った場合、過去 2 か月に訪問介護の提供を受けていない場合、要支援⇔要介護の間で区変更の場合）	
夜間または早朝加算	25%加算
（早朝：AM6 時～8 時　夜間：PM6 時～10 時）	
深夜加算	50%加算
（深夜：PM10 時～AM6 時）	
特定事業所加算Ⅱ	所定の体位数の 10/100×11.05 円(名古屋市の地域単価）

＊加算については当事業所の関連する加算のみ記載しており、今後変更の場合がございます。

＊特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算となります。

＊初回加算は、新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護を行う際に同行した場合に加算します。